

令和8年6月22日

地方独立行政法人京都市産業技術研究所
理事長 西本 清一 様

地方独立行政法人京都市産業技術研究所

監事 近藤 一郎



監 査 報 告 書

私、監事は、地方独立行政法人法第13条第4項に基づき、地方独立行政法人京都市産業技術研究所の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第12期事業年度の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私、監事は、関係者からの業務運営の報告を聴取するとともに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2 監査の結果

- (1) 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務は、法令等に従い、中期目標の着実な達成に向け、適正かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (3) 財務諸表は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して記載すべき事項を適正に示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用について、適切に整備及び運用されているものと認めます。
- (7) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実はありません。

以上